

# 大津元気くんの「マイナンバー」ってなに???

1 ぼくのマイナンバー、楽しみだな。いつ送ってくるの？



今年の10月5日から、国内の全住民に送られるよ。世帯ごと、住民票の所在地に、転送不要の簡易書留郵便だつて。

(注)「マイナンバー(個人番号)」は、平成27年10月5日から日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号です。

2 簡易書留！ 転送不要！ だから、正確な住所地の登録が必要なんだね。

3 封筒の中には  
①マイナンバーの「通知カード」  
②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒  
③説明書  
が入っているよ。  
※通知カードは大切に保管してください。

4 「個人番号カード」って何？  
マイナンバーが書いてある、ICチップを搭載したカードだよ。

5 「通知カード」と「個人番号カード」の違いが分からないよ。

6 両方ともマイナンバーが書いてあるのは一緒だよ。

「通知カード」は、偽造防止の加工をした紙製のカード。顔写真がないから、役場での本人確認は、これだけでは完了しないよ。



「個人番号カード」は、プラスチック製のカードで、ICチップに記録される電子証明書を用いてe-Taxなどの電子申請ができるよ。顔写真があるから、本人確認もこれ1枚でOK。公的身分証明書だよ。

7 「通知カード」は送られてくるけど、「個人番号カード」はどっやって手に入れるの？

「通知カード」は送られてくるけど、「個人番号カード」はどっやって手に入れるの？

封筒に入っている「個人番号カード」申請書で申請するんだ(無料)。申請については、来月号で説明するね。

了解！

8 ぼくの「通知カード」が届いたら、学校でみんなに見せちゃおう。

9 元気くんの情報をつなぐマイナンバー(個人番号)が書かれた大事なカードなんだよ。失くさないように、しっかり保管しなくちゃ。

はい。分かりました。

10 今後、役所に行くときには「通知カード」や「個人番号カード」を持ってたほうがいいよ。住民票の異動や、社会保障、税、災害対策分野の手続きで必要になるからね。

11 「個人番号カード」の申請は、来月号で！

## マイナンバー制度は、安心・安全の仕組みです。

制度面	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。</li> <li>●なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。</li> <li>●法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。</li> </ul>	システム面	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は 税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。</li> <li>●システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。</li> </ul>
-----	---	-------	--

！ 個人番号カードの安全性について

- 個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。
- 万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応します。
- 顔写真やパスワードが設定されているので、不正利用されるリスクは限定的です。

やむを得ない理由により住民票の住所地でマイナンバーが記載された通知カードを受け取ることができない人へ～居所で受け取るために居所情報を登録申請してください～

対象者

- 東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難している人
- DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動している人
- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所している人

【提出書類】 ・申請書

【添付書類】 ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)

- ・居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)
- ・代理人の代理権を証明する書類(委任状など)【代理人が申請する場合】
- ・代理人の本人確認書類(運転免許証など)【代理人が申請する場合】

※申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページなどで入手またはダウンロードできます。

添付書類を添えた申請書を9月25日(金)必着で住民票のある市町村に持参または郵送してください。

公的個人認証サービス電子証明書の発行終了について

あらたに始まる個人番号制度では、改正公的個人認証法による新制度でサービスが提供されるため、住基カード向け電子証明書の発行は終了します。

住民課窓口での電子証明書の発行・更新・失効の手続きは、平成27年12月22日(火)をもって終了しますので、ご注意ください。

【問い合わせ】 役場住民課 ☎096(293)3112

10月5日スタート